

重茂漁業協同組合未来につなぐ美しい海計画の内容

1.対象となる水域及び養殖水産動植物の種類

1) 水域

重茂漁協組合員が行使する次の区画漁業権漁場を含む水域。一区第121号追切前から一区第131号沖川代前。

2) 養殖水産物の種類

ワカメ、コンブ

2.養殖漁場の改善の目標

疾病による被害が増加傾向にないこと。

3.養殖漁場の改善を図るための措置及び実施時期

養殖漁場の改善のために各養殖業者が実施し、又は遵守すべき措置は以下のとおりとする。なお、これらの措置は、平成18年3月17日から平成20年8月31日まで行うこととするが、状況に応じて、これを見直すこととする。

1) ワカメ、コンブ養殖施設数

区画漁業権免許状（平成15年9月1日から平成20年8月31日まで）に係る区画漁業権行使規則に記載の養殖施設統数以内とする。なお、区画漁業権行使規則は別紙資料のとおり。

2) 養殖施設規模

- 【ワカメ】区画漁業権行使規則に定める施設長及び施設間隔とする。
- 【コンブ】区画漁業権行使規則に定める施設長及び施設間隔とする。

3) 養殖密度

区画漁業権行使規則に定める垂下縄の本数とする。

4) その他

重茂の豊かな海を守りつづけるため、次に掲げる事項について取り組むことによって重茂ブランドの堅持に努め、消費者に対して安全・安心な食品供給を行う。

- ア) 管理区域における合成洗剤の追放
管理区域における合成洗剤の「売らない」、「買わない」、「使わない」の3ない運動を推進する。
- イ) 肥料の不使用
海域の富栄養化や水質の悪化の原因となる施肥（肥料を施すこと）は一切行わない。
- ウ) 薬剤の不使用
安全・安心な食品供給のため、薬剤等の使用は一切行わない。
- エ) 施設の撤去
景観と海を汚さないために、漁期終了後の養殖施設は撤去し、適正に管理する。
- オ) 残滓の適正処分
浜揚げ後の付着物等残滓は、各生産者の責任において適正に処分を行う。
- カ) 漁業系廃棄物の適正処分
漁業生産上、発生した廃棄物については適正に分別し、処理を行う。
- キ) 養殖生産物のゼロ・エミッション化
当地区で生産された養殖水産物は、全て商品として販売し、また、残滓等については、アワビ・ウニ等の餌料として有効利用することによって、養殖生産におけるゼロ・エミッション化を目指す。

4.養殖漁場の改善を図るために必要な施設及び体制の整備

1) 養殖漁場の改善を図るために必要な機器

漁協は漁場調査を実施する上で必要となる水温計、赤沼式比重計、銅・カドミウム還元カラム法に必要な機器及び器具を整備する。

2) 漁場改善を推進していくための体制の整備

この計画の適切な履行と進捗状況について、定期的開催する養殖組合代表者会議及び重茂漁協漁業振興委員会においてを確認する。技術的支援が必要な場合等、必要に応じて岩手県宮古地方振興局水産部、岩手県水産技術センター及び宮古市の公的機関と連携を取る。

5.その他

1) 養殖漁場環境及び利用状況調査

- ア) 漁場環境調査
漁協は、漁場に漁場環境調査定点を設定して次の調査を行う。

調査項目	調査内容
水温・比重	毎月1回（1月～4月は隔週1回）においては、5定点における表層水温及び比重を測定する。
栄養塩濃度	3定点において栄養塩濃度を測定する。
透明度	3定点において透明度を測定する。

- イ) 漁場利用状況調査
養殖施設数、養殖施設規模、養殖密度及び養殖生産量を毎年確認し、改善措置の遵守状況を把握する。

2) 漁業共済への加入

養殖経営の安定を図るため、地区組合員に対して、積極的に漁業共済へ加入することを推奨する。

3) その他

この計画の変更申請は、この計画に係る区画漁業権行使者の総意により行うものとする。